

# 広報動画制作業務委託 仕様書

## 1. 目的

本市では、市の取り組みや施策について、広報紙やホームページなどの各種媒体を用いて計画的な情報発信に努めているところであるが、スマートフォンの普及やデジタル化が進み、市民の情報収集の手段としてYouTube やSNS、デジタルサイネージ等が利用されるようになり、動画に触れる機会が多くなっている。本事業により、市長や市職員が出演して市の施策・事業について解説する動画を作成し、市民へ分かりやすく市政情報を発信することで、施策・事業の理解や利用につなげることを目的とする。

### ○コンセプト

#### ①役割

- ア 市政情報や本市の魅力をわかりやすく効果的に伝えること  
「伝わること」を重視し、わかりやすい動画であること
- イ 主に若い世代や市政に馴染みのない人にも訴求する内容であること  
媒体特性を活かし、特に若い世代が視聴する内容や配信の工夫がされていること
- ウ 四日市市長や市職員を効果的に起用し、動画を視聴することでより四日市市政を身近に感じられる内容であること

#### ②ターゲット

若い世代（主に 20～30 代）

## 2. 委託期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3. 委託業務の概要および内容

SNS 等で発信を行うため、月数本ずつ、年間 30 本程度の動画を制作する。また、動画制作にかかる打ち合わせ、シナリオ作成、ロケハン、撮影、編集、字幕制作、映像チェックなど、動画制作にかかる一切の業務を行う。動画制作にあたっては、単なる説明にとどまらず、視聴者の関心を引き、最後まで視聴したくなる構成・演出を取り入れ、伝わりやすさ、見やすさおよび親しみやすさを向上させた効果的な映像表現とする。

### (1) 企画提案

契約後速やかに、年間の制作スケジュールおよび、動画の制作方針を提案すること。実際に取り上げる施策や事業等は、委託期間内において、随時、協議し決定する。動画の制作にあたっては、各動画の企画および構成案などを作成すること。シナリオについては、企画・構成案確定後、撮影の 1 週間前までに制作すること。なお、必要に応じて、打ち合わせを随時行うものとする。打ち合わせには、制作意図や協議内容が撮影および編集作業に適切に反映されるよう、編集担当者および撮影担当者が同席すること。

提案内容には、再生回数や視聴者維持率などの KPI を含めること。

## (2) 撮影・動画編集

撮影に際しては、出演者は、原則、市の職員とするが、企画内容に合わせて、必要な演者や小物等を受託者が用意すること。撮影場所については、各動画の企画内容に適した場所を選定し、協議のうえ決定する。

編集に際しては、内容に応じて映像資料、BGM、ナレーションや字幕などを加え視聴者が飽きることなく視聴できるよう工夫を凝らすこと。なお、映像に映り込んだ不要物や一般市民などは、SNS等で発信することを前提に、映像処理を行うこと。受託者は、成果品の納入までに、市による動画の内容チェックを受けること。

## (3) 分析・報告

定期的に KPI の達成状況を、YouTube アナリティクス等の分析ツールやその他のデータを基に分析し、書面で報告する。そのうえで次回以降の制作に向けた目標設定を行うとともに、視聴回数やエンゲージメント向上を目的とした各種施策の企画・提案および実行を行うこと。

## (4) 納品映像仕様

SNS への投稿およびメディアへの提供に耐え得る画質とすること。

### ①縦型ショート動画

解像度：横 1080 × 縦 1920 以上

データ形式：MP4

映像尺：3 分以内

制作数：24 本程度

### ②横型動画

解像度：フルHD規格以上

データ形式：MP4

映像尺：5～10 分程度

制作数：6 本程度

### ③デジタルサイネージ用動画

映像尺：15 秒

解像度：フルHD規格以上

(用途に応じて縦型・横型いずれにも対応すること)

データ形式：MP4

制作数：適宜 (上記動画に連動して制作するものとする)

動画の制作数は上記を目安とする。ただし、企画内容・発信効果等を踏まえ、縦型・横型動画の合計が概ね 30 本程度となる範囲で内訳本数は変更することがある。

なお、動画の投稿先として市公式 YouTube (<https://www.youtube.com/@yokkaichikouhou>) を想定して動画制作を行うものとするが、その他の SNS 等でも同一の動画を投稿する予定であ

る。

#### 4. 著作権

- (1) 受託者（以下、「乙」という。）は、契約の履行の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に託者（以下、「甲」という。）に無償で譲渡するものとする。
- (2) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、甲が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする。
  - ・ 成果物の内容を自由に公表すること。
  - ・ 成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること。
- (3) 乙は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
  - ・ 成果物に乙の実名又は変名を表示すること。
  - ・ 成果物の内容を公表すること。
  - ・ 成果物を使用又は複製すること。
- (4) 乙は、乙が契約を履行する上で開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）およびデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、甲が別に定めるところにより、当該プログラムおよびデータベースを利用することに同意するものとする。
- (5) 成果物が、甲以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、乙が確認すること。万一、関係者その他第三者から、異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、乙の責任においてこれら进行处理すること。
- (6) 契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含むものとする。

#### 5. 成果物の納品

本事業の成果物は次のとおりとする。

##### ア. 成果物

- ・ 本編動画データ、サムネイル画像データ
- ・ デジタルサイネージ用動画データ

##### イ. 納品方法

すべての制作した動画・サムネイル画像を収めた電子媒体 1 部  
なお、月次の納品は、データ納品で差し支えない。

#### 6. 履行報告

納品実績をまとめて、書面にて報告するものとする。

## 7. 委託料の支払い方法

部分払いの回数10回以内及び完了払い

## 8. 一括委託の禁止

乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。また、乙は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

## 9. その他

本業務にかかる必要な資機材、一切の経費について、乙が負担するものとする。  
本業務にかかるスケジュールについて、契約後、乙は速やかに甲と協議すること。  
この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。